

小学校の指定校変更許可基準（変更後）

	事由	基準	承認期間	備考（提出書類等）
1	学年途中の転居	市内転居後も在籍校に通学を希望する場合で、通学に支障のないとき	1～4年生 学期末まで 5,6年生 卒業まで	5,6年生は手続きを省略する。
2	通学距離・通学の安全	通学距離が指定校より近く、通学の安全が保てる場合	卒業まで	希望校までの経路図
		交通量の多い道路や鉄道の横断が回避できて通学の安全が保てる場合	卒業まで	希望校までの経路図
3	特別支援学級	指定校に特別支援学級がない場合	卒業まで	
4	留守家庭	保護者の就労により、預け先（保護者の勤務地、祖父母宅等）の指定校に通学する場合	学年末（更新可能）	勤務証明等の証明書 預け先家庭の預り証
		事業を営み住居と事業所等の場所が異なり、登下校が事業所等になるため、その指定校に通学する場合	学年末（更新可能）	事業所等の所在地が確認できる書類
5	転居予定（さきがけ）	転居予定があり、あらかじめ転居先の指定校に通学を希望する場合	転居の日まで	確認書類（契約書など）
6	居住地	家庭事情等により住民登録地と居住地が異なり居住地の指定校に通学となる場合	当該事由が消滅するまで	居住地が確認できる書類
7	身体的（健康上）理由	肢体不自由、病弱等で通学距離、通院等に配慮を要し、指定校以外の学校へ通学することが適当であると認められる場合	当該事由が消滅するまで	医師の診断書（写し可） 学校長の意見書
8	教育上の配慮	いじめ、不登校、友人関係等による学業への影響や精神面への多大な負担、あるいは継続的な教育相談により指定校以外の学校に通学することが適当であると認められる場合で、通学に支障のないとき	卒業まで	学校長の意見書 教育相談機関の意見書等 保護者の申出書 必要と認めた書類
		兄弟姉妹が指定校変更の許可を受けている学校へ、一緒に通学を希望する場合	卒業まで	
		学校統合を理由により、学校の変更を希望する場合（彦糸小・北郷小）（平成23年度のみ適用）	卒業まで	教育委員会が定めた期間に申し出た場合
9	制度廃止による運用方針	学校選択制を利用した兄・姉が在学中で、弟・妹がその学校を希望する場合	卒業まで	入学時のみ適用
		学校選択制により指定校以外に入学した児童が指定校に変更を希望する場合（平成23年度のみ適用）	卒業まで	教育委員会が定めた期間に申し出た場合